平成２５年（フ）第１９号
宮城県登米市豊里町杢沢52番地
債務者　佐々木威之
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第８９号
広島県呉市広中新開３丁目２番20―301号
債務者　蔦　　正三
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　誠吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４１０号
静岡市葵区内牧116番地の７
債務者　松野　　哲
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧田　晃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３９９号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目９番10号202号
債務者　昌山　　隆
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４３８号
大阪市淀川区新高６丁目４番７号
債務者　ビットカフェオオサカこと　田村　八乗
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５５９号
大阪市城東区今福南４丁目６番37―609号
債務者　カネイワ水産こと　岩﨑　吉則
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３６号
大阪府高槻市山手町１丁目10番10号　アンシャンテオーンズ206号、従前の住所神戸市中央区雲井通４丁目１番23―205号
債務者　渡辺　政二
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２７５号
大阪市生野区勝山南１丁目１番５号
債務者　林　　義昭
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４７６号
大阪市住之江区安立４―10―１、住民票上の住所大阪府和泉市伏屋町２丁目４番21―702号
債務者　髙居　和彦
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　道雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４４３号
札幌市手稲区手稲本町３条２丁目２番１号　グリーンハイム202号
債務者　稲場　ミヱ（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島圭太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４５号
神奈川県大和市深見2177番地１　プランタンメゾンＡ―101
債務者　武藤めぐみ
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２７４号
愛知県一宮市大和町妙興寺字於保越１番地　サンアヴェイル森Ａ―201号
債務者　小浜　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２４号
奈良県生駒市壱分町83番地77
債務者　岡　　美鈴
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２４７号
奈良市南紀寺町３丁目320番地の１　マンション田村308号
債務者　疋田喜代子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４６３号
熊本市中央区帯山４丁目48番12号　ラフォーレ１番館201号室、前住所熊本市西区二本木３丁目13番39号
債務者　川野　由起（旧姓水之江）
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９１号
熊本市北区植木町滴水927番地１　ヴィエント植木Ａ棟101号
債務者　岩野　雅人
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９５号
熊本県下益城郡美里町中145番地１
債務者　本田奈緒美
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係